

【様式 1 - 1】 令和 8 年度産地直売所の誘客力強化支援業務 実施要領等に関する質問への回答

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	【資料2】業務仕様書	1 本業務の概要	(3) 業務内容 2 施設（県央 1 施設、県北 1 施設、各産直 SNS アカウントを有し運営）	2 施設は、既に決まっておりますでしょうか。もしくは、受託者にて選定・営業・提案が必要でしょうか。	2 施設は、すでに決まっております。
2	【資料2】業務仕様書	1 本業務の概要	(3) 業務内容 SNS インフルエンサーを活用した情報発信	個人のインフルエンサーではなく、影響力があれば団体や会社の SNS アカウントでも良いのでしょうか。	問題ございませんが、産直に集客が見込めるような情報発信ができ、産直と情報交換（対面）が可能なインフルエンサーを選定・提案してください。
3	【資料2】業務仕様書	1 本業務の概要	(3) 業務内容 SNS インフルエンサーを活用した情報発信	SNS インフルエンサーの定義はありますでしょうか。例えば、フォロワー数、発信内容等	フォロワー数など詳細な定義はございませんが、産直に集客が見込めるような情報発信ができ、産直と情報交換（対面）が可能なインフルエンサーを選定・提案してください。
4	資料 2 業務仕様書	1	1 (3) 業務内容	対象施設は「各産直 SNS アカウントを有し運営」とありますが、既存アカウントの投稿権限やインサイト情報は受託者に共有される想定でしょうか。	共有はいたしません。
5	同上	1~2	1 (3) イ ラジオ等を活用した情報発信	民法のラジオ放送に限らず、YouTube チャンネル、TikTok ライブ、Instagram ライブ等の SNS メディアを活用した情報発信も、産直利用者層への効果的なイベント告知として提案対象と考えて良いでしょうか。	提案対象として問題ございません。ラジオ放送を含め効果的な情報発信方法を提案してください。
6	同上	2	1 (3) ウ SNS インフルエンサーを活用した情報発信	SNS インフルエンサーの選定に当たり、県内在住、フォロワー数、発信ジャンル、過去の行政・地域 PR 実績など、県として重視する条件や想定基準があれば御教示ください。	フォロワー数など詳細な定義はございませんが、産直に集客が見込めるような情報発信ができ、産直と情報交換（対面）が可能なインフルエンサーを選定・提案してください。